

様式第2号(第2条関係)

## 開 発 行 為 計 画 書

開発行為計画書は、次のとおりとする。

- 1 10,000m<sup>2</sup>以上の山林の伐採や土石、砂利採取による山林、河川等の形状変更の場合(条例第2条第1号関係)  
森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2及び同法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第2条に定められた事項を記載したもの  
三重県土採取規制条例(平成13年三重県条例第8号)第5条に定められた事項を記載したもの
- 2 規則で定める廃棄物処理場の建設の場合(同条第2号関係)  
三重県産業廃棄物処理指導要綱(平成10年三重県要綱)第10条の「事業計画書」又はこれに準ずるもの
- 3 建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う、都市計画区域内で1,000m<sup>2</sup>以上その他区域で3,000m<sup>2</sup>以上の土地の区画形質の変更の場合(同条第3号関係)  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第30条及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和47年三重県条例第41条)第7条並びに松阪市宅地開発事業に関する指導要綱(平成17年松阪市告示第83号)第4条に定められた事項を記載したもの